



# R&I の格付プロセス

信用格付業の業務における信用格付は、概ね以下の業務フローで行われます。

## (1) 発行者からの格付依頼

- ・マーケティング本部担当者が格付依頼を受け付けます。

## (2) 格付申込書の受理

- ・マーケティング本部担当者が上記格付申込書を受理した場合には、マーケティング本部担当者は格付本部又はストラクチャードファイナンス本部に対し、格付依頼を受注した旨を報告します。
- ・受注に際しては、格付本部長又はストラクチャードファイナンス本部長は、専門的知識及び技能を用いて信用格付業務を行うための十分な人員及び分析に必要な十分な品質の情報を確保しなければなりません。
- ・受注に際しては、ストラクチャードファイナンス商品の設計が過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合には、格付委員会で適切な格付方法の制定の可能性について検討しなければなりません。

## (3) 格付アナリストの任命（利益相反チェック）

- ・格付本部長又はストラクチャードファイナンス本部長は格付アナリストと格付関係者との間に利益相反が無いことを確認し、担当の格付アナリストを選任します。

## (4) 格付アナリストによる発行者への資料請求、及び発行者からの資料提出

- ・格付アナリストは格付関係者へ格付分析のために必要な資料を請求し、入手します。

## (5) 格付アナリストによる事前調査・資料分析

- ・格付アナリストは入手した資料のほか、一般に入手可能な情報をもとに事前調査・資料分析を行います。

## (6) 格付アナリストによるヒアリング調査等の実施

- ・格付アナリストが格付関係者を訪問し、ヒアリング調査を実施します。また、工場、研究所などの実査を行うことがあります。

## (7) 格付アナリストによる格付付与方針等に基づいた格付対象の分析、及び当該分析結果の格付委員会に対する付議

- ・格付アナリストは入手資料、ヒアリング調査の内容、その他の情報を基に、格付付与方針等に基づき、格付対象の信用力を分析し、格付委員会に付議します。

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。また、R&I は、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき <http://www.ri.co.jp/jpn/policy/policy.html> をご覧ください。

(8) 議決権者の指名（利益相反チェック、ローテーションチェック）

- ・議長は、格付関係者との間に利益相反が無いこと及び格付委員会の構成員の総数の三分の一以上の構成員が連続して構成員とならないことを確認して議決権者を指名します。

(9) 格付委員会（本委員会、常設委員会又は書類審査）による当該信用格付の決議

- ・格付アナリストからの提案を受け、議決権者の議決をもって格付対象の信用格付を決議します。

(10) 格付提供方針等に基づく、当該信用格付の公表

- ・付与した信用格付を提供し、又は閲覧に供する場合には、信用格付の付与後遅滞なく、法令に定められた公表事項とともに当社の無料ホームページに公表します。

(11) 信用格付のモニタリング

- ・付与した信用格付は、その適正性を確保するために、適切かつ継続的にモニタリングを行います。

---

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。また、R&I は、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき <http://www.ri.co.jp/jpn/policy/policy.html> をご覧ください。